

§ 1 1 結婚したとき

《共済組合》

- (1) 婚姻により改姓，住所変更があるときは，記載事項変更申告書（様式集 § 8-003頁）を提出してください。
- (2) 婚姻により改姓したときは，届出金融機関等の窓口で必ず名義変更してください。この場合は口座番号入力通知書の提出は不要です。

結婚手当金は平成27年3月31日を以って廃止となりました。平成27年4月1日以降に結婚した場合の給付はありません。